

令和元年5月28日

厚生労働省
難病対策課移植医療対策推進室
室長 井内 努 殿

肺移植関連学会協議会
代表世話人 近藤 丘



小児臓器提供者（ドナー）における成人心肺同時移植希望者（レシピエント）の
取り扱いに関わる要望書

謹啓 平素は肺移植関連業務においてお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、貴室より「小児臓器提供者（ドナー）における肺移植希望者（レシピエント）の取り扱い」についての諮問を受け、平成31年1月28日付で、肺移植小児（18歳未満）臓器提供者（ドナー）においては小児（移植時18歳未満）肺移植希望者（レシピエント）へ優先的に斡旋を行うことを主旨とした要望書をお送りいたしました。

この後、成人の心肺同時移植レシピエントが候補となった場合の優先順位について、心肺同時移植選択基準に規定が無い旨の問題提起をいただき、この問題を本協議会で追加協議いたしました。この結果、下記のような結論となりましたので、ご報告申し上げます。

1. ドナーが小児であり、心臓移植待機リスト上で成人心肺同時移植レシピエントが候補者となり、かつ小児心臓移植待機者の中に候補がなかった場合、成人心肺同時移植レシピエントよりも小児肺移植レシピエントを優先する。
2. ドナーが小児であり、肺移植待機リスト上で成人心肺同時移植レシピエントが候補者となり、かつ小児肺移植待機者の中に候補がなかった場合、成人心肺同時移植レシピエントよりも小児心臓移植レシピエントを優先する。
3. 優先する年齢区分については、移植時18歳未満とする。

以上、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。今後とも本協議会に対するご支援のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 謹白